

碧南市耐震等関連事業に係る補助金代理受領事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、耐震等関連事業に係る補助金の支給について、申請者の金銭的負担を軽減するため、当該申請者が受ける補助金の受領を事業者に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震等関連事業 次に掲げるいずれかの規程に規定する補助金の対象となる事業をいう。

ア 碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程（平成28年碧南市公告第53号）

イ 碧南市ブロック塀等撤去費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第188号）

ウ 碧南市空き家除却費補助金交付規程（令和4年碧南市公告第38号）

エ 碧南市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金交付規程（令和4年碧南市公告第40号）

オ 碧南市アスベスト対策費補助金交付規程（令和6年碧南市公告第37号）

(2) 申請者 耐震等関連事業に係る補助金を申請する者をいう。

(3) 事業者 申請者と耐震等関連事業に係る契約を締結した者をいう。

(4) 代理受領 申請者が耐震等関連事業に係る補助金の受領を事業者に委任する場合において、市長が当該事業者に耐震等関連事業に係る補助金を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 代理受領制度を利用できる者は、市が行う耐震等関連事業に係る補助金の申請者とする。ただし、法人（区分所有された住宅における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人を除く。）その他の団体でない者に限る。

(代理受領の同意)

第4条 申請者は補助金の受領を事業者に委任する場合においては、あらかじめ当該事業者の同意を得なければならない。

(届出)

第5条 耐震等関連事業に係る補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領届出書を市長に提出しなければならない。

(届出確認の通知)

第6条 市長は前条に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認の上、代理受領届出確認通知書により申請者へ通知するものとする。

(届出の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者が代理受領届出を取り下げようとするときは、実績報告をする前までに、代理受領届出取下届を市長に提出しなければならない。

2 申請者が耐震等関連事業の完了が困難になり、事業の中止、取下げ又は廃止の届出等を提出した場合は、前項の規定による代理受領届出取下届を提出したものとみなす。

(届出内容の変更)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた後に届出内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による代理受領届出変更届を提出した申請者に対し、代理受領届出変更確認通知書により通知するものとする。

(補助金の代理受領)

第9条 第6条又は前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金交付請求書及び代理受領に係る委任状を市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定による代理受領届出取下届を提出した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書及び代理受領に係る委任状に基づき、申請者から委任を受けた事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を耐震等関連事業の経費として申請者へ

請求する額から控除するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、申請者又は事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消したとき。
- (2) 代理受領届出確認通知書又は代理受領届出変更確認通知書の受領が確認できないとき。
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明したとき。
- (4) 法令又はこの規程に違反したとき。
- (5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めたとき。

(書類の保管)

第11条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年7月4日から施行し、同年7月1日から適用する。